

国部整企画第109号
令和2年2月25日

本局各部各課（室・センター）長 殿
各事務所（管理所・センター）長 殿

企画部 企画課長

ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染物等の該当性判断基準等について及び
無害化处理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の
拡大に係る関係法令等の改正等について（通知）

標記について、大臣官房公共事業調査室専門官、総合政策局環境政策課課長補佐及び公共事業企画調整課調整官より下記のとおり事務連絡にて通知があったため通知する。

記

1. 「ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染物等の該当性判断基準等について（令和2年2月7日付け事務連絡）」
2. 「無害化处理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改訂等について（令和2年2月7日付け事務連絡）」

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 7 日

北海道開発局 開発管理部 開発調整課長補佐 殿
各地方整備局 企画部 企画課長 殿
港湾空港部 海洋環境・技術課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官 殿

大臣官房 公共事業調査室 専門官
総合政策局 環境政策課 課長補佐
公共事業企画調整課 調整官

ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染物等の該当性判断基準等について

環境省から、都道府県及び政令市の廃棄物担当部局に対して下記の通知を発出した旨、各省庁 PCB 処理政府率先実行関係課室あて（国土交通省総合政策局環境政策課あて）連絡があったことについて、次のように貴管内の担当部局に対しても周知をお願いいたします。

下記1及び下記2は、平成31年3月28日付け通知「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」において、「一部、検出下限値の設定等について環境省で検討し、今後通知する。」とされていたところ、同通知を廃止し、改めて都道府県及び政令市の廃棄物担当部局に対してPCB汚染物の該当性判断基準やその測定方法が通知されたものです。

下記3は、令和元年6月27日付け事務連絡「ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について」において別途周知することとしていた適切な塗膜の資料採取（サンプリング）方法が策定されたため、都道府県及び政令市の廃棄物担当部局に対して通知されたものです。

下記1～3の通知を踏まえ、今後、PCB汚染物に該当しないことの判断は下記1の通知に即してPCBの含有濃度が0.5mg/kg以下であることを基準に行うこと、低濃度PCB含有廃棄物の分析は下記2の通知の方法により行うこと、PCB含有塗膜のサンプリング調査は下記3の通知に即して行うこととなりますので、ご了承ください。

貴管内におかれましては、別添通知を適宜ご参照の上、引き続き、PCB含有廃棄物の適切な処理を推進していただくようお願いいたします。

記

1. 「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」（令和元年10月11日付け、環循規発第1910112号、環循施発第1910111号）
2. 「「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について」（令和元年10月11日付け、環循規発第1910113号、環循施発第1910112号）
3. 「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について」（令和元年10月11日付け、環循規発第1910114号、環循施発第1910113号）

以上

事務連絡
令和元年 10 月 15 日

各省庁 PCB 処理政府率先実行関係課室 御中

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準及び「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改定について（お知らせ）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただき感謝申し上げます。

環境省では、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の PCB 汚染物等（PCB 汚染物並びに PCB に汚染された廃油、廃酸、廃アルカリ及びその他の物質）の PCB 廃棄物の該当性の判断基準について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめ、本年 3 月 28 日付通知「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第 1903283 号・環循施発第 1903281 号）においてお示ししておりました。

同通知においては、分析方法について、「分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）」（平成 29 年 4 月環境省）で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環境省で検討し、今後通知する。」としていたところであり、今般、技術的検討の結果、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 4 版）」を取りまとめるに至ったため、同通知を廃止するとともに、改めて都道府県及び政令市の廃棄物担当部局に対し、別添「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」（環循規発第 1910112 号、環循施発第 1910111 号通知）のとおり通知し、併せて別添「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改定について」（環循規発第 1910113 号、環循施発第 1910112 号通知）についても通知しておりますので、その旨お知らせいたします。

貴省庁におかれましては、別添通知を適宜御参照の上、引き続き、低濃度 PCB 含有廃棄物の適切な処理を推進していただくようお願いいたします。

（以上）

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：寺井、寺西

Tel: 03-5501-3157

E-mail: PCB@env.go.jp

事 務 連 絡

令和元年 10 月 15 日

各省庁 PCB 処理政府率先実行関係課室 御中

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

ポリ塩化ビフェニルが含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について
(お知らせ)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただき感謝申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含有する可能性のある塗膜については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」(環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号通知) に基づき、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断基準をお示ししたところですが、「ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について」(令和元年 6 月 27 日事務連絡) により、その適切な試料採取 (サンプリング) 方法は別途周知することとしておりました。

今般、PCB を含有する可能性のある塗膜の低濃度 PCB 汚染物への該当性判断にあたっての適切な塗膜のサンプリング方法を策定し、都道府県及び政令市の廃棄物担当部局に対し、別添「ポリ塩化ビフェニルが含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について (通知)」(環循規発第 1910114 号、環循施発第 1910113 号) のとおり通知しておりますので、その旨お知らせいたします。

貴省庁におかれましては、別添通知を適宜御参照の上、引き続き、PCB 含有塗膜の適切な処理を推進していただくようお願いいたします。

(以上)

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：水嶋

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env.go.jp

環循規発第 1910112 号
環循施発第 1910111 号
令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について
(通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

PCB 廃棄物については、主に廃重電機器等を中心に処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等の PCB 廃棄物の該当性については、これまで「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」（環廃産発第 040217005 号）において通知した考え方に沿って、判断されてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として廃油以外の多様な低濃度 PCB 汚染物の処理が進められてきており、PCB 汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 号ロに定めるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成 30 年度低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第 26 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の PCB 汚染物等（PCB 汚染物並びに PCB に汚染された廃油、廃酸、廃アルカリ及びその他の物質）の PCB 廃棄物の該当性の判断基準について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめ、本年 3 月 28 日付通知「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第 1903283 号・環循施発第 1903281 号）においてお示したところである。

同通知においては、分析方法について、「分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）」（平成 29 年 4 月環境省）で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環

境省で検討し、今後通知する。」としていたところであり、今般、技術的検討の結果、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第4版）」を取りまとめるに至ったため、同通知を廃止するとともに、改めて下記のとおり通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. PCB 廃棄物の処理においては、処理物の判断基準の設定において考慮されているリスクの考え方が基礎となっているため、PCB 汚染物等の該当性判断基準の設定についてはこの考え方を踏襲し、別表のとおり原則として処理物の判断基準と同じ数値を PCB 汚染物等の該当性の判断基準とする。
2. 上記1.に加えて、例外的に、塗膜くずに代表されるような PCB を含有する廃棄物であり、PCB を含む油が自由液^(注)として明らかに存在していない場合については、PCB の含有濃度が 0.5mg/kg 以下となる場合は、PCB 汚染物に該当しないものと判断するものとする。こうした PCB を含む油が自由液として明らかに存在していない場合としては、塗膜くず、少量の低濃度 PCB 汚染油が染み込んだもの（紙くず、木くず又は繊維くず）等とする。
3. 既に発出した「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」（環廃産発第040217005号）において、PCB 廃棄物の該当性判断基準が示されている廃重電機器等については、従前どおりの基準を適用する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号ル（8）において定める特定の工場又は事業場で排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについても、従前どおりの運用とする。
4. 分析方法については、別表に提示したものとする。

注：PCBを含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCBを含む油が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。

(以上)

(別表)

対象	形態	卒業基準	PCB 汚染物等ではないことの判断基準	分析方法
廃油	当該廃油に含まれるもの	0.5 mg/kg以下	同左	・告示第 192 号（注 2）別表第二 ・告示第 192 号別表第三の第一 ・簡易測定法マニュアル（注 3）
廃酸、廃アルカリ	当該廃酸、廃アルカリに含まれるもの	0.03 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号（注 4）
廃プラ	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
			含有濃度 0.5mg/kg 以下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 5）
金属くず	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
陶磁器くず	付着したもの	0.5 mg/kg超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
紙くず	塗布され、又は染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・告示第 192 号別表第四
			含有濃度 0.5mg/kg 以下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 5）
木くず、繊維くず	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・告示第 192 号別表第四
			含有濃度 0.5mg/kg 以下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 5）
コンクリートくず	付着したもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号
汚泥	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号
			含有濃度 0.5mg/kg 以下（注 1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 5）
その他		検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号

注 1 : PCB を含む油が自由液としては明らかに存在していない場合に限る。

注 2 : 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示第 192 号）

注 3 : 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）平成 23 年 5 月環境省

注 4 : 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号

注 5 : 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 4 版）令和元年 10 月 環境省

環循規発第 1910113 号
環循施発第 1910112 号
令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改定について
(通知)

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年環境省告示第 98 号）第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の含有量が 5,000mg/kg 以下のものの該当性を確認するための測定方法については、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）」に取りまとめ、平成 29 年 4 月 11 日付け環廃産発第 1704113 号により通知したところである。

今般、新たにポリ塩化ビフェニル汚染物への該当性を確認するための分析方法を追記し、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 4 版）」を別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、同資料について、管内の PCB 廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(以上)

環循規発第 1910114 号
環循施発第 1910113 号
令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について
(通知)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

PCB を含有する塗膜を廃棄する際には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめとする関係法令に基づき、その濃度に応じた適正な処理を行う必要がある。

PCB を含有する可能性のある塗膜については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号通知）に基づき、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断基準をお示ししたところであるが、「ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について」（令和元年 6 月 27 日事務連絡）（別添参考）により、その適切な試料採取（サンプリング）方法は別途周知することとしていた。

今般、PCB を含有する可能性のある塗膜の低濃度 PCB 汚染物への該当性判断に当たり、別紙のとおり適切な塗膜のサンプリング方法を策定したので通知する。

なお、本サンプリング方法は、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断に加え、塗膜の PCB 濃度の把握においても適用するものであると同時に、今後実施する PCB を含有する可能性のある塗膜のサンプリングに適用するものであり、既にサンプリングに着手済みの施設について遡及させる必要はない。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(以上)

ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法

下記1～4の方法は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する可能性のある塗膜のサンプリングを実施する上での基本的な方法を示したものであり、事前調査において下記に示す情報以外の情報を収集することや下記に示すサンプリング数又はサンプリング量と異なるサンプリングを行う（分析に必要なサンプル量確保を前提とする）ことなど適切な方法により実施することを妨げるものではない。

1. 事前調査

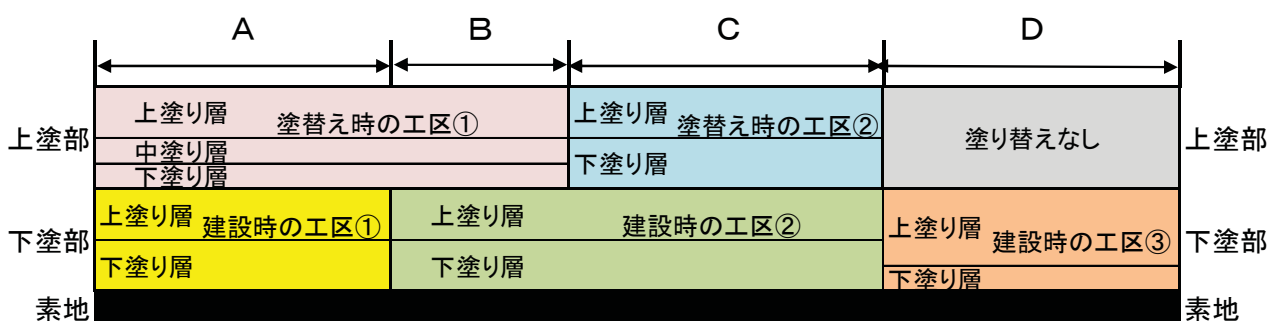
塗膜のサンプリングについては、対象施設毎に同一の塗膜構成毎に行うことを基本とする。なお、同一の施設においても複数の塗装系が適用されている場合や、過去に部分的な塗替え塗装が行われている場合があるため留意が必要である。塗膜構成の調査は、建設時の塗装工区、塗替え時の塗装工区等に係る情報（※）の確認、施設写真の参照、現地踏査の実施などにより行う。以上の方法で塗膜構成の把握が困難な場合においては、ケレン棒等の工具や剥離剤を用いて素地まで確認する（具体的な確認の単位については、塗膜構成が十分把握できるよう、塗装工事の情報等から判断すること）などの適切な方法により行う。

調査に当たり、複数の異なる塗装工区において、同じ塗装系であって同じ製造会社の塗料が用いられていることにより、塗膜構成が同一と判断されるものがある場合には、これらの塗膜構成を一つの塗膜構成として扱って差し支えない（例：下記イメージ図において、建設時の工区①と建設時の工区②がそれぞれ同じ層の数からなり、かつ、同じ塗装系であって同じ製造会社の塗料が用いられている場合、塗膜構成Aと塗膜構成Bは同じものとみなすことができる）。

（※）塗装工区等に係る情報の例

- ・ 施設の塗装歴表示
- ・ 架設年次等の情報が記載された銘板
- ・ 施設台帳
- ・ 設計時の建設図書
- ・ 補修履歴
- ・ 補修設計図書
- ・ 定期点検結果

<現況の塗膜構成（A～D）のイメージ>



2. サンプルング場所

事前調査に基づき、現況の塗膜構成毎に、塗装状態（塗膜の剥がれ等の状況）から、可能な限り、塗装の劣化等が比較的少なく、かつ直射日光や水掛かりの影響を受けにくい場所をサンプルング場所として選定する。その際、現況の塗膜厚が周辺よりも薄くなっている部位からのサンプルングは避ける。例えば、一般的な鉄桁橋の場合、塗膜が比較的健全であり、かつ直射日光を受けにくい内側面の腹板などの部位からサンプルング場所を選定する。

3. サンプルング数及び量

サンプルング数は、サンプルング場所ごとに1箇所以上とする。サンプルング量は、上塗から下塗までの全ての塗膜について適切に分析できる量とし、スクレーパー、ヘラ、ケレン棒等の工具を用いて適切に採取する。また、可燃性物質を貯蔵するタンク等については、塗膜を削り取る際に静電気や火花が生じ、火災や爆発等の事故につながるおそれがある場合や、作業において飛散防止効果が期待される場合など、実際の塗膜の除去工事においても剥離剤を使用することが望ましいと判断される場合には、サンプルングにおいて必要に応じ剥離剤を使用することもできる。

また、事前に分析会社との間でサンプルング方法（乾燥・湿潤等）や、分析に必要なサンプル量について協議すること。

4. 分析

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第4版）（令和元年10月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）」等に基づき、PCB 汚染物への該当性を判断するとともに、PCB 濃度を適切に把握するものとする。

令和元年6月27日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

PCB 汚染物については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（通知：環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号）により、その該当性判断基準をお示ししたところである。

本年5月22日の参議院決算委員会において、添付のとおり、PCB 汚染物のうち PCB を含有した塗膜（PCB 含有塗膜）については、その施設の部位によって PCB 濃度に濃淡がある場合は、特定の部位の PCB 濃度のみによって当該施設全体の塗膜の PCB 汚染物への該当性を判断することは適当ではないとの指摘がなされたところである。このため、PCB 含有塗膜に係る PCB 汚染物への該当性の判断における塗装の方法等に応じた適切な試料採取方法を周知することとしているが、それまでの間、留意されたい事項について下記のとおりお知らせする。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- ① 製品としてPCBを含有する塗料（PCB含有塗料）は、昭和41年から昭和47年まで製造された塩化ゴム系塗料の一部に使用され、これらは昭和49年までの塗装に使用された可能性がある。
- ② 以下の施設・設備のうち、昭和41年から昭和49年までに建設又は塗装されたものにPCB含有塗料が使用された可能性がある。
 - ・ 鋼製橋梁
 - ・ 鋼製洞門
 - ・ 排水機場の鋼構造物

- 鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）
- 水門・鉄管の鋼構造物
- 鋼製船舶

③ ②の施設・設備においてPCBの染み込み又は付着等が確認された場合は、当該施設・設備全体の塗膜がPCB汚染物に該当するものとして安全側で取り扱うこととされた
い。

(以上)

第百九十八回国 参議院 決算委員会 會議録 第八号

令和元年五月二十二日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月二十日 小西 洋之君 補欠選任 又市 征治君

五月二十一日 宇都 隆史君 補欠選任 青山 繁晴君

五月二十二日 中西 祐介君 補欠選任 元榮太一郎君

又市 征治君 川田 龍平君

石井 浩郎君 井原 巧君

矢田わか子君 木戸口英司君

杉 久武君 宮崎 勝君

出席者は左のとおり。

委員長 石井みどり君

理事 岩井 茂樹君

委員 豊田 俊郎君

西田 昌司君

伊藤 孝恵君

竹谷とし子君

仁比 聡平君

Table with 2 columns: Position (e.g., 総務大臣, 内閣府特命担当大臣) and Name (e.g., 石田 真敏君, 渡辺 博道君).

Table with 2 columns: Position (e.g., 厚生労働副大臣, 大臣政務官) and Name (e.g., 高階恵美子君, 長尾 敬君).

Table with 2 columns: Position (e.g., 総務省行政管理局長, 総務省行政評価局長) and Name (e.g., 堀江 宏之君, 讚岐 建君).

環境省自然環境局長 正田 寛君

環境省環境再生・資源循環局長 山本 昌宏君

環境省環境再生・資源循環局長 森山 誠二君

環境省総合環境政策統括官 中井徳太郎君

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房緊急事態対策監 山形 浩史君

会計検査院事務総局第一局長 三田 啓君

会計検査院事務総局第三局長 森 裕君

会計検査院事務総局第五局長 戸田 直行君

説明員

本日の会議に付した案件

○平成二十九年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年年度政府関係機関決算書(第百九十七回国会内閣提出)

○平成二十九年年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百九十七回国会内閣提出)

○平成二十九年年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百九十七回国会内閣提出)

(復興庁、総務省及び環境省の部)

○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、浅田均君、小西洋之君、熊野正士君、浜口誠君、宇都隆史君及び中西祐介君が委員を辞任され、その補欠として行田邦子君、杉久武君、矢田わか子君、川田龍平君、青山繁晴君及び元榮太一郎君が選任されました。

また、本日、杉久武君が委員を辞任され、その

補欠として宮崎勝君が選任されました。

○委員長(石井みどり君) 平成二十九年年度決算外二件を議題といたします。

本日は、復興庁、総務省及び環境省の決算について審査を行います。

○委員長(石井みどり君) この際、お諮りいたします。

議事の都合により、これら決算の概要説明及び決算検査の概要説明は、いずれも省略して、本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(石井みどり君) 速記を起こしてください。

○委員長(石井みどり君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○青山繁晴君 自由民主党の青山繁晴でございます。

国会審議は全て意義深いのでありますが、この決算委員会には特に意義深いというふうな理解しておりますので、質問の機会をいただきましてありがとうございます。党利党略でなく、国益のためにこそ質問いたします。

まず、原田義昭環境大臣にお尋ねいたしたく存じます。

福島原子力災害の被災地におきましては、今も、この瞬間も父祖の地を取り戻すための努力が続いています。予算を投入して除染が行われまして、既に完了した地域もあります。しかし、住民の方々のふるさと復帰はなかなか進まないのが現実であります。そこには複合的な深刻な要因があ

りますけれども、本日は質問時間が短いですが、一つに絞ってお聞きします。

それは、事故の発生当時に、IAEA、国際原子力機関の国際原子力事象評価尺度において、チェルノブイリ事故と同じくレベル7とされていることです。

不肖私は、民間時代から実務上の専門分野の一つが危機管理でありますから、事故の発生直後の西暦二〇一一年四月十五日に、許可を得て、当時の警戒区域を含む被災地を広範囲に回って状況を調査いたしました。翌週の四月二十二日には、これも許可を得て、作業員以外では初めて福島第一原発の構内に入り、状況を調べました。その際、放射線量も自ら測り続けました。その結果として申せば、チェルノブイリ事故とは福島の実実は全く異なることは、その当時から既に明らかでありました。

例えば、放射線障害。直接の放射線障害で亡くなった方は、現在のところ福島においてはゼロです。ところが、チェルノブイリにおいては、当時の、はつきり申せば情報公開しないソ連当局の発表でも三十三人でありましたが、世界の専門家では、はるかに桁違いの直接の放射線障害による死亡された方がいらっしゃるといのは広く推定されているところですよ。

誤解があつてはいけないのであえて申し上げますけれども、福島原子力災害におきましても、事故の関連死、すなわち誤った避難の仕方などによって不幸にも亡くなった方は、何とおよそ二千人に及ぶという現実は一方向であります。こうした事実が私が国会に出ましてから何度も質問いたしましたところですよ。

しかし一方で、IAEAの前述の基準において、チェルノブイリと福島が同じだと、同じレベル7だと区分されている以上は、世界と日本の多くの人がこの二つは同じような事故だと考えるものもある意味当然のことです。

例えば、直近のことでいいますと、WTOの上

級審におきまして、福島を含めて日本の安全な水産物を輸入禁止にしている韓国の不当な措置について、これを認めるかのような決定がありましたけれども、これも根っここの背景としては、日本国民が考える以上にこのレベル7というものの影響は深甚なものがあると言わざるを得ません。つまり、レベル7である限りは、陸で官民の連携による除染が完了してもなお、それから海で水産物への汚染がなくなつてもなお、人々の疑心暗鬼はなくなることはありません。

レベル7とされた当時、IAEAの内部では、私の知る限りでは、フロリー事務局長が、チェルノブイリと福島は全く違うのになぜ日本政府はそのようなことを言ってくるんだと、思わずフロリーさんが記者団の前で吐露してしまつたこともありましたし、そのことも踏まえて、IAEAの内部ではかつて、今はレベル7が一番悪いケースなんです、レベル8を作つてチェルノブイリはそこを上げて、福島とは違うということを明確にすべきだという意見が実はIAEAの内部で出ましたが、日本政府からは何の働きかけもなかつたので、そのままになっているわけです。

その上で、IAEAはまだこれ暫定としたままなんです。実に八年間、暫定のままであります。したがって、公正公平な見直しを促すには日本政府全体の取組が不可欠であります。

今日は除染効果の検証に責任をお持ちの原田環境大臣に御見解をお尋ねします。

○国務大臣(原田義昭君) ただいま青山委員から貴重なお話をいただいたところであります。

福島第一原子力発電所事故などの原子力発電所事故のINES評価、これは国際的な評価機関でありますけれども、INES評価やその手法については、IAEAにおける議論等を踏まえて、日本においては専門的な知見を有する原子力規制委員会が独立した立場で判断するものと、そういうふうにもまた考えております。

また、IAEAにおける議論への対応方針等についても、原子力規制委員会が説明するべきもの

扱うということも、むしろそちらの方が望ましいのではないかと、こう考えております。

ますと、例えば炉を傷めるといったようなこともあるとは聞いておりましたが、それによって、鉛も含有していると受入れをなかなか渋ったりするよ

○秋野公造君 ありがとうございます。

うな例もあると聞いております。

大臣の今の御答弁のあった塗膜の取扱いに対する考え方についても自治体に周知しますか、御見解をお伺いします。

鉛を含有した塗膜を適正に処理する体制は十分に確保されているのか、見解をお伺いします。

○政府参考人(山本昌宏君) ただいま御答弁申し上げた内容につきましては、情報を整理の上、自治体に周知してまいります。

○政府参考人(山本昌宏君) お答え申し上げます。

○秋野公造君 どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

今御指摘のありました鉛を含有した塗膜につきましては、現在、十三のPCBの無害化処理認定事業者がおりまして、それぞれで塗膜処理を行って

国土交通省は、橋梁等の対応についてどのように対応されるおつもりか、考え方をお伺いしたいと思っております。

先立ちまして、塗膜を試験的に処理をして、ばいじん中の鉛の溶出量を測定して、溶出基準を超過しないということを確認していると聞いております。

○政府参考人(榎真一君) お答えを申し上げます。

また、これらの無害化処理認定事業者は、焼却過程への鉛等の重金属の投入量を調整するという

国土交通省におきましては、橋梁の塗装塗り替え工事におきまして、塗装に含まれるPCBや鉛の飛散を防止するため、工事着手前までに、塗装履歴などを踏まえ、成分調査を行い、PCB等の含有について確認することとしております。

また、PCB、鉛が含有しているということでありまして、鉛精錬等の技術を持っていると考えられる処理施設においてその多くが処理されている、こういう実態があるということをご承知して

また、PCB等が含有していることが確認された場合には、厚生労働省が定めた作業上の安全に関する基準に基づいて作業を行うこととしております。

ただ、PCB、鉛が含有しているということでありまして、鉛精錬等の技術を持っていると考えられる処理施設においてその多くが処理されている、こういう実態があるということをご承知して

さらに、工事で剥ぎ取ったPCB等を含む塗膜くずについては、平成二十八年七月に閣議決定されましたPCB廃棄物処理基本計画及び関係法令に基づき、適切に廃棄処理を進めております。

○秋野公造君 ということになりましたと、炉があると鉛も含めて処理がしやすくなるということであり

国土交通省におきましては、従前と変更なく、PCB等を含む塗膜について安全かつ適切に処理を進めてまいりたいと考えております。

私は、一度質疑もさせていただきましたが、例えば鉛を処理して回収して再利用するといったことは非常に重要なことだと思っております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

鉛だけでなく、ほかのものも処理、回収できるとより良いのではないかという思いから、ちよつと今日資料を付けるべきでありましたが、有用金属と有害金属を沸点、融点の差から分けることができる溶融還元熱分解炉といったものを用いることができるならば、PCBの処理も鉛の処理も、そ

国がこの安全域で処理を行うということは、国民に対して安心、安全を与えることになろうかと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げますと思っております。

して先ほど申し上げた有用金属、有害金属を分けるようなそういうことにつながり、このPCB

及び鉛の廃棄物の処理の推進につながるかと思っておりますが、御見解、お伺いしたいと思います。

とでありまして、お医者さんでありますから、この論文を書いた先生方は、一番最後のページ御覧いただきますと、閉鎖空間の開放ができたならば

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘のような処理技術につきまして、個別の処理業者より無害化処理施設の認定申請をいただいた場合には、認定要件に照らしまして、また実証試験の結果等を踏まえて、専門的な者の意見を聞いた上で、科学的、技術的知見を含めた総合的な判断がなされることにはなりません。

なかなか難しい、できないような状況であったということでもあります。

ただ、今御指摘のありました溶融還元熱分解法、これは過去に個別の企業が開発したもので、環境省のPCB等処理技術調査検討委員会において技術評価済みのものがございます。これにつきまして、PCBの分解を可能とする処理システムであることが認められておりますと同時に、処理の過程で鉛を回収することも可能だということ

この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思

今後、こうした金属回収の技術等が活用されることにより、PCB汚染物だけでなく、鉛含有廃棄物の処理が一層促進されるものと考えております。

職場におきまして化学物質を取り扱う際には、安全データシート、いわゆるSDSの危険有害性情報に基づきましてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく健康障害防止対策を講じるよう、事業者に対して広く周知、指導しているところでございます。

○秋野公造君 是非よろしくお願いをしたいと思

塗膜の剥離等の作業におきまして、湿潤化のために剥離剤等を使用する場合にはおきまして当然これらの措置を実施していただく必要があります

もう一つ資料を一番最後に付けてございます。それは、先ほど申し上げた塗膜を剥がす際に使う溶剤、この論文の二ページ目を開けていただきますと、ベンジルアルコール、これが三四・八%も含まれていたというところで急性ベンジルアルコール中毒を来したという一例の論文であります。

今回、議員御指摘の事案も踏まえつつ、引き続き、化学物質による健康障害防止対策について広く周知、指導していきたいと考えております。

要旨のところを見ていただきますと、この使った方、気管挿管となって人工呼吸器まで陥ったというところ、二十四日後に退院でありますので、かなり長期の入院を要したということ、ベンジルアルコール中毒の治療の論文がないということ

な、今回、このベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあ

えまますと、医療として確立されたものもなかなかないということを考えますと、起こしてはならないことだと思

御指摘いただいた症例報告など最新の知見を踏まえて情報の更新を行い、周知を図っていくこととしたいと考えているところでございます。

この論文の二ページ目を見ていただきますと、例えば目張りをした閉鎖環境で使われたというこ

○秋野公造君 PCB処理を行うためにはどうしてもこの剥離剤が必要でありまして、三四%もこのベンジルアルコールが入っていると、酸素分

とでありますが、閉鎖空間の開放ができたならば

御指摘いただいた症例報告など最新の知見を踏まえて情報の更新を行い、周知を図っていくこととしたいと考えているところでございます。

この論文の二ページ目を見ていただきますと、例えば目張りをした閉鎖環境で使われたというこ

○秋野公造君 PCB処理を行うためにはどうしてもこの剥離剤が必要でありまして、三四%もこのベンジルアルコールが入っていると、酸素分

とでありますが、閉鎖空間の開放ができたならば

御指摘いただいた症例報告など最新の知見を踏まえて情報の更新を行い、周知を図っていくこととしたいと考えているところでございます。

この論文の二ページ目を見ていただきますと、例えば目張りをした閉鎖環境で使われたというこ

○秋野公造君 PCB処理を行うためにはどうしてもこの剥離剤が必要でありまして、三四%もこのベンジルアルコールが入っていると、酸素分

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 7 日

北海道開発局 開発管理部 開発調整課長補佐 殿
各地方整備局 企画部 企画課長 殿
港湾空港部 海洋環境・技術課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官 殿

大臣官房 公共事業調査室 専門官
総合政策局 環境政策課 課長補佐
公共事業企画調整課 調整官

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル
廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正等について

環境省から、都道府県及び政令市の廃棄物担当部局に対して下記の通知等を発出した旨、各省庁 PCB 処理政府率先実行関係課室あて（国土交通省総合政策局環境政策課あて）連絡があったことについて、次のように貴管内の担当部局に対しても周知をお願いいたします。

環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象となる PCB 廃棄物の拡大について、昨年 12 月 20 日に関係法令の改正等がなされ、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等について、PCB 濃度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の汚染物等については無害化処理認定制度の対象に追加されました。これにより、PCB 濃度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の可燃性の汚染物等は低濃度 PCB 廃棄物となり、処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までとなりますのでご注意ください。

貴管内におかれましては、別添通知を適宜ご参照の上、引き続き、PCB 含有廃棄物の適切な処理を推進していただくようお願いいたします。

記

1. 「無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）」（令和元年12月20日付け、環循規発第1912201号、環循施発第1912201号）
2. 「無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る改正後の関係法令等の運用について」（令和2年1月21日付け事務連絡）

以上

事務連絡
令和元年12月20日

各省庁PCB処理政府率先実行関係課室 御中

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る
関係法令等の改正について（お知らせ）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（ポリ塩化ビフェニル濃度 0.5%～10%）の処理体制の構築を目的とし、環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象を拡大するため、本日、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更が閣議決定されるとともに、関係法令を改正（公布）しました。

それに伴い、当省より都道府県・政令市の廃棄物担当部局に対し、「無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）」（環循規発第 1912201 号、環循施発第 1912201 号）を发出しましたので、別添のとおり共有させていただきます。

貴省庁におかれましては、別添を適宜御参照の上、引き続き、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理を推進していただくようお願いいたします。

(以上)

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：水嶋

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env.go.jp

事務連絡
令和2年1月21日

各省庁PCB処理政府率先実行関係課室 御中

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る
改正後の関係法令等の運用について（お知らせ）

平素より、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関して御尽力
いただき、感謝申し上げます。

環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に
ついては、令和元年12月20日に関係法令を改正するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄
物処理基本計画を変更し、その旨同日付「無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩
化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）」（環循規発第
1912201号・環循施発第1912201号）により、都道府県・政令市の廃棄物担当部局へ通知
したところです。

さらに今般、改正後の関係法令等の運用について、別添のとおり留意事項及び補足事項
を取りまとめ、都道府県・政令市の廃棄物担当部局へ送付しましたので、共有させていた
だきます。

貴省庁におかれましては、別添を適宜御参照の上、引き続き、ポリ塩化ビフェニル廃棄
物の適切な処理を推進していただくようお願いいたします。

（以上）

【本件担当】
環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室
担当：水嶋
Tel：03-6457-9096
E-mail：PCB@env.go.jp

環循規発第 1912201 号
環循施発第 1912201 号
令和元年 12 月 20 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る
関係法令等の改正について（通知）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大については、下記のとおり、本年 12 月 20 日に関係法令を改正するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定）を変更したので、引き続き、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内の適正な処理の推進について、特段の御尽力、御協力を頂くようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 趣旨

高濃度 PCB 廃棄物のうち塗膜、感圧複写紙、汚泥等の汚染物（PCB 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの）については、これまで、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の北海道 PCB 処理事業所及び北九州 PCB 処理事業所のプラズマ熔融分解により処理が行われてきた。

また、PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の汚染物については、過去の実証試験の結果を受けて、平成 25 年以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき環境大臣の認定した事業者（以下「無害化処理認定事業者」という。）等により、これまで安全かつ円滑に処理が行われてきており、焼却処理の実績が蓄積されてきている。

一方、現在、実施されているP C B含有塗膜の調査が進捗することにより、今後、処理対象の塗膜の量が増加する可能性があること、また、近年、P C Bを使用した感圧複写紙や汚泥の存在が新たに発覚した事例があることが課題になっている。こうしたP C B汚染物にはP C B濃度が5,000mg/kg から100,000mg/kg 程度のもも含まれることから、これらの処理体制の構築に向け、実証試験を実施しその結果を踏まえ、無害化処理認定事業者において処理を行うこととした。

このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を変更し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第35号）、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」（平成13年環境省令第23号。以下「P C B特別措置法施行規則」という。）、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成18年7月環境省告示第98号）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成28年7月環境省告示第75号）の一部を改正するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物」（令和元年12月環境省告示第35号）を定めた。

なお、変更後の基本計画の閣議決定並びに改正後の関係法令の公布及び施行（以下「制度改正」という。）を受け、処理対象となるP C B廃棄物の範囲を拡大した新たな無害化処理認定制度の下で、事業者から認定に係る申請を受け付け、手続を行うこととしている。また、都道府県知事又は政令市の長の許可を受けて設置されたP C B廃棄物の処理に係る産業廃棄物処理施設（以下「許可施設」という。）について、制度改正を受けて処理するP C B廃棄物の範囲を拡大する場合は、変更の許可を受けることになる。

第二 基本計画の変更

1 無害化処理認定制度の対象となるP C B廃棄物の追加（はじめに）

橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等について、P C B濃度が5,000mg/kg を超え100,000mg/kg 程度のもが存在しており、今後もさらに増加していく可能性があることから、これらの汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、これらを無害化処理認定制度の対象に追加した。これにより、P C B濃度が5,000mg/kg を超え100,000mg/kg 以下の可燃性の汚染物等については低濃度P C B廃棄物となり、処分期間は令和9年3月31日までとなる。

2 P C B廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み（第2章第1節）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「P C B特別措置法」という。）の規定に基づき、保管事業者により届出されたP C B廃棄物の種類別の保管量及び所有事業者により届出されたP C B使用製品の種類別の所有量（いずれも平成30年3月31日時点）並びに電気事業法に基づき電気工作物の設置者により届出されたP C B使用電気工作物の種類別の所有量（平成31

年3月31日時点)を掲載するとともに、大型変圧器等、大型コンデンサー等、安定器、小型コンデンサー及び感圧複写紙、ウエス、汚泥及び塗膜等(その他汚染物等)について、平成30年度までの高濃度PCB廃棄物の処分量、平成30年度末時点の高濃度PCB廃棄物の保管量及び高濃度PCB使用製品の所有量並びに令和元年度以降の発生量及び処分量の見込みを掲載した。

また、塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等については、平成30年11月より、各省庁、地方公共団体及び民間事業者においてPCB含有塗膜に係る調査が行われていることや、個別の保管事業者から感圧複写紙や汚泥等の存在が新たに発覚した事案もみられることなど、PCB特別措置法に基づく届出(平成30年3月31日時点)に反映されていないものも存在することから、別途、以下のとおり掲載した。

種類	PCB濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kgまでのポリ塩化ビフェニル廃棄物	PCB濃度が5,000mg/kg以下のポリ塩化ビフェニル廃棄物	PCB濃度不明
塗膜※1	60ト	731ト	40ト
感圧複写紙※2	-	-	573ト
汚泥※2	354ト	1,209ト	-

※1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査に基づく平成31年3月末時点の量

※2 令和元年7月時点で判明している量

3 PCB含有塗膜の継続的な調査(第3章第2節)

PCBは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からPCBが検出されている。これらのPCB含有塗膜の大部分は低濃度PCB廃棄物となると考えられるところ、平成30年11月よりPCBを含有した塗料が使用された施設を対象に実施しているPCB含有塗膜に係る調査を継続的に実施し、実態把握に努めることとした。

また、調査により把握されたPCB含有塗膜については、周辺環境の保全や作業者の安全確保にも配慮して適切に剥離作業を実施し、PCB特別措置法、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に基づき、その濃度に応じ適正に処理するものとする旨明確化した。

なお、今般の変更を踏まえ、調査の枠組を再構築の上、改めてお示しすることとしているが、平成30年11月より実施されている調査については引き続き実施の上、把握された情報の整理に努めていただきたい。

4 その他

国は、北九州事業の変圧器、コンデンサー等における調査、保管事業者及び所有事業者への指導及び助言並びに行政処分の先行的取組事例についても情報提供を行うこととし、都道府県市は、これらの情報を必要に応じ参考として高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有状況を確認するとともに、情報収集に努め、また、事業者への必要な指導等を行うものとした。

第三 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物の制定」

産業廃棄物処理施設の技術上の基準（第12条の2第5項第1号）及び同施設の維持管理の技術上の基準（第12条の7第5項第1号）について、燃焼ガスに係る温度を850℃以上とする焼却施設の処理対象となる産業廃棄物を別途告示により定めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の技術上の基準に係る規定について所要の改正を行った。

なお、今般、無害化処理認定制度の対象に追加したPCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等については、燃焼ガスに係る温度は1,100℃以上であり、本改正によって変更となるものではないことに留意されたい。これは、これまで、無害化処理認定制度の下で実施してきたPCB濃度が5,000mg/kgのPCB廃棄物については、燃焼ガスに係る温度を850℃以上としているが、今般実施した焼却実証試験では、これよりも濃度が高いものを対象としたことから、より確実に1,100℃以上の高温で焼却処理させることとしたためである。

第四 PCB特別措置法施行規則及び無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正

PCB特別措置法施行規則第4条第1項に規定する高濃度PCB廃棄物の基準及び第7条第1項に規定する高濃度PCB使用製品の基準を以下のとおり変更した。これにより、各項第1号及び新たに第2号に規定するPCB濃度が100,000mg/kg以下のPCB廃棄物は、新たに低濃度PCB廃棄物となる。なお、新たに各項第3号となる金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたものについて変更はない。

【高濃度PCB廃棄物の基準となる数値】

<p>一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの</p>	<p>当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分<u>一キログラムにつき十万ミリグラム</u></p>
<p>二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの</p>	<p>当該廃プラスチック類<u>一キログラムにつき十万ミリグラム</u></p>
<p>三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工物物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの</p>	<p>当該廃棄物に付着し、又は封入された物<u>一キログラムにつき五千ミリグラム</u></p>

【高濃度PCB使用製品の基準となる数値】

一 紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム
二 プラスチックにポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品一キログラムにつき十万ミリグラム
三 金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

また、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物第2号口に規定する汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず及び同号ハに規定する廃プラスチック類について、無害化処理に係る特例の対象となるものを、1kgにつき100,000mg以下とする旨変更した。

これにより、新たに低濃度PCB廃棄物となるPCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等は、第一の認定又は許可がなされた後、無害化処理認定施設又は許可施設において処理が行われることとなるため、その旨これらの保管事業者へ指導されたい。また、これらが現にJESCOに登録等されている場合、無害化処理認定施設又は許可施設での処理が可能であることを保管事業者において確認後、JESCOにおいて登録等を解除する手続きを行い、無害化処理認定事業者又は許可事業者と処分委託契約を締結していただくこととしている。

第五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正

高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の判断において環境大臣が定める検定方法において規定する、金属くず等以外のPCB廃棄物及びPCB使用製品の基準値を、試料当たりのPCBの割合が100,000mg/kg超であることとする旨変更した。

第六 その他

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画は、基本計画に即して定めることとされているところ、本制度改正を踏まえ、必要に応じ、本処理計画を変更するよう努められたい。

2 ガイドラインの改定

本制度改正を踏まえ、「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン—焼却処理編—」及び「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」についても併せて所要の改定を行ったので参考にされたい。

(以上)

事務連絡
令和2年1月21日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る
改正後の関係法令等の運用について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大については、令和元年12月20日に関係法令を改正するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更し、その旨同日付「無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）」（環循規発第1912201号・環循施発第1912201号）により通知したところである。

改正後の関係法令等の運用について、別紙のとおり留意事項及び補足事項を取りまとめたので参考の上、引き続き、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内の適正な処理の推進について、特段の御尽力、御協力を頂くようお願いする。

全般関係

1. いつから無害化処理認定施設での処理が実現するのか。

- 令和元年12月20日に、改正法令を公布・施行するとともにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更を閣議決定したことを受け、複数の処理事業者より無害化処理認定の申請があったところである。
- 現在、この新たな認定申請に基づき手続を進めているところ、個々の進捗によるが、来年度（令和2年度）4月からの処理開始を想定している。

手続き関係

2. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の変更は必要か。

- 本制度改正により取り扱うPCB廃棄物の濃度が0.5%以下から10%以下まで引き上げられることにより、特別管理産業廃棄物処理基準が満たせなくなることは想定されないため、特段の事業範囲の変更手続きは要しないと考える。ただし、許可証上で、取扱品目中のPCB汚染物の濃度を0.5%以下に限った記載をしている場合にあっては、必要な措置を講じられたい。
- なお、低濃度汚染物のうち、可燃物で1%を超えるものの収集運搬の際は、改正したガイドラインに基づき、特定化学物質障害予防規則に沿った措置（表示等）が必要であるため留意願いたい。

3. 本制度改正により高濃度PCB廃棄物から低濃度PCB廃棄物となったPCB汚染物について、既にPCB特別措置法の届出をしている保管事業者は、速やかな届出の必要があるのか。

- 高濃度PCB廃棄物から低濃度PCB廃棄物となったPCB汚染物については、改めてPCB特別措置法の届出が必要である。
- その際、令和2年3月31日時点のPCB廃棄物の保管又はPCB使用製品の所有状況については令和2年6月30日までに届出する必要があるため、遅くともそれまでには行われたい。

現場作業関係

4. 本制度改正の対象である 0.5%から 10%の可燃性 PCB 汚染物をドラム缶に入れて保管しているが、無害化処理認定施設での処理が可能となった後は、ドラム缶のまま無害化処理認定施設で処理することは可能か。

- 0.5%から 10%の PCB 汚染物が保管されたドラム缶（金属製）には、0.5%から 10%の PCB が付着していると考えられ、これを無害化処理認定施設で処理することはできない。そのため、同処理施設において、0.5%から 10%の PCB 汚染物をドラム缶からプラスチック製容器等に移し替えたものを処理することになる。
- また、ドラム缶に付着した PCB 汚染物は拭き取り、それにより生じた汚染物も併せて処理することになる。
- なお、今後発生しうる 0.5%から 10%の PCB 汚染物をドラム缶に保管する際は、当該 PCB 汚染物を可燃性の袋に入れるなど、ドラム缶に当該 PCB 汚染物が接触しないようにすることにより、無害化処理認定施設での移し替えが円滑に行えるものと考えられる。

5. ドラム缶からプラスチック製容器等への移し替えにあたり、労働安全に関してどのように配慮すべきか。

- ドラム缶で受け入れた PCB 汚染物のプラスチック容器への移し替え作業は無害化処理認定施設内の管理された場所で「PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」に従って行い、作業者のばく露防止及び環境へ漏えい防止を図ることが必要である。

6. プラスチック製容器に入れて搬入することはできないのか。

- 廃 PCB 等の自由液がないものについては、濡れを防止でき、内容物が漏出しないことを前提に、プラスチック製容器に入れて搬入することも可能である。
- 一方、自由液が運搬中に発生するおそれがあるものについては、漏れ防止の観点から鋼製容器に入れる必要があるため、この場合は、PCB 汚染物を可燃性の袋に入れるなど、鋼製容器に当該 PCB 汚染物が接触しないようにする必要がある。

塗膜関係

7. 可燃性の PCB 汚染物は 10%までが無害化処理認定施設の処理対象となるが、金属くずについては従前のおり 0.5%までであるところ、金属母材に付着した状態の 0.5%から 10%の塗膜をそのまま処理する場合、これは無害化処理認定施設の処理対象となるのか。

- 0.5%から 10%の塗膜が金属母材に付着している場合は、当該金属母材自体が 0.5%を超える PCB 汚染物となる。
- 金属くずについては、PCB 濃度が 0.5%以下のものが無害化処理認定施設の対象となるため、0.5%から 10%の塗膜が付着した金属母材は無害化処理認定施設で処理することはできない (※)。

(※) 金属くずは、PCB が含まれた物 (PCB 含有物) が付着等している場合に、当該金属くず及びこれに付着等した PCB 含有物全体が PCB 汚染物となり、その PCB 濃度は、当該金属くずに付着等した PCB 含有物に含まれる PCB の量で評価されるため、金属母材に PCB 濃度 0.5%から 10%の塗膜が付着している場合、当該金属母材が 0.5%から 10%の PCB 汚染物となり、無害化処理認定施設の処理対象とはならない。

- そのため、0.5%から 10%の塗膜処理については、①金属母材に付着した状態では JESCO へ処理委託する、又は、②金属母材から塗膜を剥離した上で当該塗膜を無害化処理認定施設へ処理委託していただくこととなるが、費用面を考慮すると、②により処理が実施されることが現実的と考えられる。

(参考) 0.5%以下の塗膜については、制度上、金属母材に付着した状態で焼却処分することは可能であり、現に一部の処理業者にて行われているが、いずれも固定床炉によるものであり、今回の実証試験に用いられたロータリーキルン式焼却炉ではない。

8. 低濃度 PCB 含有塗膜を剥離した金属母材を処分する場合、当該金属母材は通常の産業廃棄物として処分して差し支えないか。

- 金属母材から低濃度 PCB 含有塗膜が完全に剥離 (※) できれば、当該金属母材は通常の産業廃棄物として処分して差し支えないと考えられる。

(※) 「完全に剥離」とは、1 種ケレン (錆、既存塗膜をすべて除去し鋼材面を露出させる方法)、2 種ケレン (既存塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる方法。ただし、くぼみ部などに錆／

塗膜が残存する。)又はこれらと同等の方法により剥離されたものを指す。

9. PCB含有塗膜を剥離する際、サンドブラストを使用した場合、塗膜くずが鉍さいや金属くずとの混合物となることがあるが、この混合物についても無害化処理認定施設で処理が可能か。

- PCBを含有した塗膜くずは特別管理産業廃棄物(PCB汚染物)、鉍さいや金属くずは通常の産業廃棄物となるため、その両方を処理することが可能な無害化処理認定施設(※)で処理されるものと考えられる。

(※) PCB汚染物に係る無害化処理認定施設であって、通常の産業廃棄物である鉍さい及び金属くずの処分業許可を有する施設。

10. 塗膜くずと鉍さい・金属くずを物理的に分離することは不可能と考えられるが、PCB特別措置法の届出区分はどのようになるのか。

- 塗膜くずと鉍さい・金属くずを分離することが不可能な場合は、その混合物をPCB含有塗膜としてPCB特別措置法の届出を行うことになる。
- 他方、サンドブラストの種類によっては、塗膜くずと鉍さい・金属くずを分離することは可能と承知しており、その場合は、分離後の塗膜くずのみについてPCB特別措置法の届出を行うことになる。